
監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月31日

高知県監査委員	今城	誠司
同	西内	隆純
同	奥村	陽子
同	植田	茂

令和 2 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

【委託業務における入札保証金及び契約保証金に関する事務の状況について】

令和 3 年 3 月

高 知 県 監 査 委 員

目次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
(1) テーマ	1
(2) 監査対象機関	1
(3) 監査対象事務	1
3 監査の着眼点（評価項目）	1
4 監査の実施内容	1
(1) 機関数、契約件数及び入札参加者数の状況	2
(2) 契約者決定手法（新規・継続別及び入札種別）	2
5 監査の実施期間	2

第2 入札保証金及び契約保証金に関する事務の概要

1 入札保証金に関する事務の法的根拠	3
(1) 入札保証金の徴収	3
(2) 入札保証金の免除	3
2 契約保証金に関する事務の法的根拠	3
(1) 契約保証金の徴収	3
(2) 契約保証金の免除	4

第3 監査の結果及び意見

1 入札保証金に関する事務の監査結果	5
(1) 徴収及び免除の状況	5
(2) 徴収事務の監査結果	5
(3) 免除事務の監査結果	6
2 契約保証金に関する事務の監査結果	12
(1) 徴収及び免除の状況	12
(2) 徴収事務の監査結果	12
(3) 免除事務の監査結果	12
3 意見	19

別表1 監査対象機関	21
------------	----

別表2 監査対象事務の状況（一覧表）	23
--------------------	----

参考 関係法令等（抜粋）	33
--------------	----

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し行政監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) テーマ

委託業務における入札保証金及び契約保証金に関する事務の状況について

(2) 監査対象機関

230機関（令和2年度の定期監査対象機関のうち、会計制度が異なる公営企業局は除外）（別表1のとおり）

(3) 監査対象事務

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に入札及び契約の締結を行った予定価格100万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を超える委託業務に係る入札保証金及び契約保証金の徴収、免除及び返還に関する事務（高知県公共工事等契約指針で定義する委託契約に該当するもの（建設コンサルタント業務等）を除く。）

3 監査の着眼点（評価項目）

監査対象事務の執行が法令に適合し、正確であるか、また、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、以下の着眼点に基づき実施した。

入札保証金及び契約保証金の徴収、免除及び返還事務は、適切に行われているか。

- (1) 法令等に規定された保証金額を徴収しているか。
- (2) 徴収に係る納付・返還手続は、適切に行われているか。
- (3) 保証金免除についての判断に誤りはないか。

4 監査の実施内容

監査対象機関に対し、監査対象事務の状況について、書面により調査を実施し、必要に応じて追加で契約関係書類の確認及びヒアリングを行った。

(1) 機関数、契約件数及び入札参加者数の状況

監査対象機関のうち、令和元年度に一般競争入札又は指名競争入札により予定価格100万円を超える委託契約を行った機関は106機関で、契約件数では260件、入札参加者数では913者であった。（概要は表1、詳細は別表2のとおり）

表1 機関数、契約件数及び入札参加者数の状況

	監査対象事務があった機関数	契約件数	入札参加者数
本庁	60	186	557
出先機関	46	74	356
計	106	260	913

(2) 契約者決定手法（新規・継続別及び入札種別）

監査の対象とした委託契約260件は、一般競争入札によるもの102件（39.2パーセント）、指名競争入札によるもの158件（60.8パーセント）であった。新規又は継続の別で見ると、令和元年度に新規に契約した委託事業（以下「新規委託事業」という。）は42件（16.2パーセント）、平成30年度以前から継続して契約しているものは218件（83.8パーセント）であった。（表2のとおり）

表2 契約者決定手法（新規・継続別及び入札種別）（単位：件）

	入札種別		計
	一般競争入札	指名競争入札	
新規	22	20	42
継続	80	138	218
計	102	158	260

5 監査の実施期間

令和2年8月26日から令和3年3月26日まで

第2 入札保証金及び契約保証金に関する事務の概要

1 入札保証金に関する事務の法的根拠

(1) 入札保証金の徴収

地方公共団体の締結する契約は、公正、機会均等及び経済性の確保の観点から、法第234条の規定により、原則として一般競争入札によることとなっており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定める要件に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法によることができることとされている。

このうち一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）においては、落札者が契約を締結しないことを防止し、併せて契約しない場合の損害賠償の一部に充てるため、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条の規定により、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から入札書に見積もる契約金額の100分の5以上の額（県有財産売却システムに係る入札保証金は、契約担当者が予定価格の100分の10以上の額により定める額）の入札保証金を納めさせなければならないこととなっている。

(2) 入札保証金の免除

規則第10条及び第11条には、それぞれ入札保証金の免除及び入札保証金に代わる担保の提供についても規定されている。

入札保証金の免除ができる場合は、規則第10条により「入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき（同条第1号）」又は「規則第5条の規定（一般競争入札参加者の資格等の公示）による資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき（同条第2号）」と規定されている。

また、指名競争入札の際の、入札保証金の免除についても、規則第30条により規則第10条及び第11条の規定を準用することとなっている。

規則第10条第2号の「落札者が契約を結ばないこととなるおそれがない」と認められる具体的な例については、「高知県契約規則の施行について」（昭和55年2月19日付け副知事依命通達。以下「通達」という。）第2-3-(2)-イで定められており、「国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これら契約を誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められること等をいう」と規定されている。

2 契約保証金に関する事務の法的根拠

(1) 契約保証金の徴収

競争入札や随意契約等により契約の相手方が決定し、契約する際には契約の相手方が債務を履行しないことを防止し、併せて履行しない場合の損害賠償に充てるため、規則第39条の規定により、契約金額の100分の10以上の額（契約者が高知県住宅供給公社又は県が基本財産その他これに準ずるものの2分の1以上を拠出している一般社団

法人若しくは一般財団法人である場合は、契約金額の1,000分の1以上の額)の契約保証金を納めさせなければならないこととなっている。

(2) 契約保証金の免除

規則第40条及び第41条には、それぞれ契約保証金の免除及び契約保証金に代わる担保の提供についても規定されている。

契約保証金の免除は、規則第40条により次の第1号から第7号までが規定されている。

- (1) 県が契約保証金を納付しなければならない契約を結ぶとき。
- (2) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。
- (3) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約者が県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (6) 国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 財産の売払いの契約について、県が契約を解除したときにおいて既に納付している売払代金のうち契約保証金に相当する金額を違約金として県に帰属させる旨を約定した契約を結ぶとき。

同条第2号の「その他これに類する場合」は、通達第6-1-(2)-イにおいて、

- (ア) 契約の締結と同時に契約の履行がなされる場合
- (イ) 契約者が県に対する債務を履行した後、県が債務を履行するものとしている契約であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (ウ) 県が委託して随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

上記のような契約の性質等から社会の慣行として契約保証金を徴しないものとしている契約又は契約保証金を徴する実益がないと認められる契約については、弾力的に運用して差し支えないものであること。

と規定されている。

第3 監査の結果及び意見

第1に記載のとおり監査した限りにおいては、入札保証金及び契約保証金に関する事務の執行が、法令に適合せず、正確に行われていない事例が多数認められた。

以下に、その結果を記載するとともに、改善が必要な事項等について、後に意見を付す。

1 入札保証金に関する事務の監査結果

(1) 徴収及び免除の状況

監査の対象となった260件の契約のうち、入札保証金を徴収しているものは1件のみで、残りの259件は免除していた。(表3のとおり)

表3 徴収及び免除の状況

	契約件数	入札参加者数
徴収	1	2
免除	259	911
計	260	913

(2) 徴収事務の監査結果

入札保証金を徴収していた1件の契約は、木材産業振興課の「令和元年度オリンピック・パラリンピック東京大会県産材活用事業委託（CLT等製造業務委託）」であった。保証金の徴収額について見ると、表4のとおり入札参加者の2者からは規則第9条に定められた金額よりも少ない額を徴収し、不適正であった。

担当機関に確認した際、入札公告に誤って「(入札参加者が)見積もる金額の100分の5以上」と記載したため、本来であれば消費税及び地方消費税を含む見積もる契約金額の100分の5以上を入札保証金として納付すべきところ、誤っていたことが判明した。

規則第21条第4号では、納付すべき入札保証金が不足しているときは入札を無効とすることとなっており、本来は契約することができない相手方と契約していた不適正なものである。

表4 入札参加者からの徴収状況 (単位：円)

入札参加者	誤		正		不足額
	入札書記載金額(税抜き)	納付された入札保証金	見積もる契約金額(税込み)	本来納付すべき入札保証金	
A	3,939,000	200,000	4,254,120	212,706	▲12,706
B	4,679,000	250,000	5,053,320	252,666	▲2,666

なお、入札保証金の徴収に係る納付及び返還手続については、適切に行われていた。

(3) 免除事務の監査結果

ア 免除規定の適用条項

規則第10条を適用して入札保証金を免除する場合は、「県を被保険者とする入札保証保険契約の締結（同条第1号）」又は「入札参加資格を有する者による一般競争入札で、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき（同条第2号）」のいずれかに該当しなければならない。

そこで、入札保証金を免除していた契約について、その適用条項を調査したところ、免除をしていた259件の契約は、全て同条第2号を適用していた。

イ 規則第10条第2号要件の確認方法

規則第10条第2号「落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる」を適用するには、通達により「国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これら契約を誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる」等を確認する必要がある。

259件の契約を見てみると、入札参加者が911者あり、これらについて各機関においてどのように要件確認を行ったか調査した結果、表5のとおり、競争入札参加資格者名簿に登録されていることをもって要件確認をしていたものは677者で、入札参加者数の74.3パーセントであった。

また、残りの234者については、契約実績及び履行の状況（以下「契約実績」という。）を書面や口頭で確認していた。

表5 規則第10条第2号要件の確認方法

入札保証金免除の要件確認の方法	入札参加者数（者）	割合（％）
競争入札参加資格者名簿に登録されていることで確認	677	74.3
書面等による確認	234	25.7
計	911	100.0

(ア) 競争入札参加資格者名簿による確認の有効性

競争入札参加資格者名簿とは、規則第25条に基づき総務事務センターが作成した「競争入札参加資格者登録名簿」及び管財課が作成した「指名競争入札参加資格者登録名簿」の2種類の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）を指す。

入札参加資格者名簿は、県が実施する指名競争入札に参加できる者を一覧にして公示しているものであり、入札参加資格者名簿に登録するための資格要件として、税の滞納がないことや業務を遂行することができる有資格者の証明等を義務づけしているが、保証金免除の要件である「過去2年間の国又

は地方公共団体との契約及び履行の実績」は資格の要件となっていない。

したがって、競争入札の実施に当たり、入札参加資格者名簿に登録されている者の入札保証金の免除について、各機関において入札参加者ごとに契約実績を確認して判断する必要がある。

入札参加資格者名簿に登録されていることをもって入札保証金を免除したものが多数あったことから、表6の新規委託事業13件の契約について、担当機関に対して状況を確認した。

13件のうち5件は、「入札参加資格者名簿に登録される審査の過程において、入札保証金免除となる要件全てが担保されていると誤認していた」との説明があったが、残り8件については、名簿を根拠としたことについての明確な説明はなかった。

これらのことから、実際には過去2年間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約実績がないにもかかわらず免除していた可能性は否定できず、規則第10条第2号を適用し、免除とした判断に誤りがあった。

表6 入札参加資格者名簿への登録をもって入札保証金を免除していた不適切な新規委託事業

部局	機関名	事業名
総務部	管財課	高知県庁本庁舎厚生棟耐震補強等工事監理委託業務
文化厚生スポーツ部	県民生活・男女共同参画課	令和元年度男女共同参画社会に関する県民意識調査委託業務
	スポーツ課	平成31年度高知県スポーツ情報発信ウェブサイト作成委託業務
	消費生活センター	令和元年度消費者教育（家庭科）副教材作成委託業務
林業振興・環境部	環境共生課	仁淀川清流保全計画改訂委託業務
		環共（四万十）第1号 四万十川流域河川環境対策検討委託業務
		高知県版侵略的外来種リスト等作成業務
土木部	技術管理課	電子納品保管管理システム納品登録機能改修委託業務
	建築指導課	令和元年度耐震改修促進計画改定基礎調査委託業務（西部）
		令和元年度耐震改修促進計画改定基礎調査委託業務（中部・東部）
教育委員会	高等学校課	高知県立高等学校 学校図書館システム構築及び運用保守業務委託
	特別支援教育課	令和元年度病弱特別支援学校寄宿舎のLAN機器設置等ネットワーク整備委託業務
警察本部	警察本部（会計課）	交通安全CMコンテストの運営及びテレビCM放送業務委託
計		13件

(イ) 書面等による契約実績の確認

次に、表5「書面等による確認」の方法により入札保証金の免除を行ったとの回答があったもののうち、新規委託事業28件について、契約関係書類の確認を行うとともに、担当機関に対して状況を確認した。（表7のとおり）

免除要件となる契約実績の確認ができる書類が契約関係書類に添付されており、その内容から、免除とした判断に誤りはなく適正であることを確認することができた事業は28件のうち10件で、表8に記載の事業であった。

この10件は、全て一般競争入札によるもので、そのうち8件は、入札公告等の中で入札参加者の業務の履行能力を確認する目的で提出を義務づけていた契約実績が、保証金免除要件と合致していたため、結果として適正な事務

となったものである。

契約関係書類に入札参加者の契約実績の確認ができる書類の添付がなく、根拠を確認しないまま免除とした不適切な事業は、28件のうち12件で、表9に記載した事業であった。

担当機関に理由を確認したところ、「事業者に契約実績があることは全庁的に周知の事実であることから、特に書類上で確認することなく免除と判断した」等の説明があった。

なお、残りの6件については、各機関の判断により過去2年よりも古い契約や契約の相手方が大学法人である契約を実績としていた事例や、1件のみの契約実績で免除としていた事例等であった。

表7 入札保証金免除の際の契約実績の確認状況

確認状況 ア 過去 イ 2年間 ウ 国又 ハ 地方 ニ 公共 ホ 団体 ヘ 複数 エ 回数	契約件数			確認方法				
	入札種別		計	①自機関 又は県庁 その他機 関におけ る契約書 類等で確 認	②契約実 績の確認 ができる 書類の提 出を受け て確認	③契約実 績がある ことの申 立書を受 けて確認	④契約実 績がある ことを相 手方に口 頭で確認	⑤その他 (②から ⑤までの うち複数 項目の組 み合わせ)
	一般競争 入札	指名競争 入札						
全て確認 ができた	10	0	10	3	5	2	0	0
確認がで きなかつ た	3	9	12	6	0	0	3	3
アからウ まで以外 で確認し ていた	6	0	6	1	5	0	0	0
計	19	9	28	10	10	2	3	3

表8 入札保証金免除が適切に行われていた新規委託事業

部局	機関名	事業名
総務部	情報政策課	令和元年度R P A導入補助事業委託業務
危機管理部	危機管理・防 災課	高知県震度情報ネットワークシステム更新委託業務
		高知県総合防災情報システム（A D E S S接続サー バ）改修委託業務
	南海トラフ地 震対策課	応急手当パンフレット作成業務
	消防政策課	高知県消防防災ヘリコプター運航管理システム開発 委託業務
健康政策部	医事薬務課	令和元年度震災対策訓練委託業務
観光振興部	おもてなし課	バリアフリー観光相談事業等委託業務（特設ウェブ サイト運用保守業務）
林業振興・環 境部	環境対策課	P C B使用安定器保有状況調査委託業務
土木部	公園下水道課	高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用 保守委託業務
教育委員会	幼保支援課	高知県保育士等キャリアアップ研修事業委託業務
計		10件

表9 免除要件の確認ができる根拠がないまま入札保証金を免除していた不適切な新規委託事業

部局	機関名	事業名	不備の状況
総務部	法務文書課	高知県立公文書館機械警備委託	一部の入札参加者について契約実績の確認ができる書類が全て整備されていなかった。
文化生活スポーツ部	スポーツ課	事前合宿等受入事業委託業務 (チェコ・ポーランドリレー種目代表)	全ての入札参加者の契約実績が確認できなかった。
産業振興推進部	計画推進課	平成31年度高知県地方人口ビジョン等基礎調査業務	
商工労働部	雇用労働政策課	平成31年度労働環境等実態調査業務委託	
観光振興部	おもてなし課	高知龍馬空港利用促進事業委託業務(周遊フォトラリー)	
農業振興部	環境農業推進課	農業試験用通信システム構築委託業務	一部の入札参加者について契約実績の確認ができる書類が全て整備されていなかった。
林業振興・環境部	中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所警備業務	全ての入札参加者の契約実績の確認ができなかった。
土木部	港湾振興課	令和元年度高知新港高台用地公募案内新聞広告掲載等委託業務	計
教育委員会	学校安全対策課	令和元年度防災教育研修会運営支援等委託業務	
		令和元年度県立学校再開計画策定支援委託業務	
小中学校課	令和元年度高知県英語教育用教材委託業務		
	高知県算数学習問題改訂委託業務		
計		12件	

2 契約保証金に関する事務の監査結果

(1) 徴収及び免除の状況

監査の対象となった260件の契約のうち、契約保証金を徴収しているものは3件で、残りの257件は免除していた。(表10のとおり)

表10 徴収及び免除の状況

	契約件数
徴収	3
免除	257
計	260

(2) 徴収事務の監査結果

契約保証金を徴収していた3件の契約は、表11のとおりであった。

表11 契約保証金の徴収状況

部局	機関名	事業名
危機管理部	危機管理・防災課	令和元年度黒潮消防署航空機給油取扱所施設点検委託業務
農業振興部	環境農業推進課	農業試験用通信システム構築委託業務
林業振興・環境部	木材産業振興課	令和元年度オリンピック・パラリンピック東京大会県産材活用事業委託（CLT等製造業務委託）
計		3件

契約保証金の徴収額並びに徴収に係る納付及び返還手続については、いずれも適切に行われていた。

(3) 免除事務の監査結果

ア 免除規定の適用条項

規則第40条を適用して契約保証金を免除する場合は、「財産の売払いの契約で売払代金が即納される時その他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき（同条第2号）」、「国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（同条第6号）」等、同条に規定するいずれかに該当しなければならない。

そこで、契約保証金を免除していた契約257件についてその適用条項を調査したところ、4件は同条第2号を適用し、残りの253件は同条第6号を適用していた。

イ 規則第40条第2号の適用の可否

規則第40条第2号を適用して契約保証金を免除していたものは、表12のとおりであった。

表12 規則第40条第2号を適用して契約保証金を免除していた委託事業

部局	機関名	事業名
総務部	管財課	高知県庁本庁舎清掃業務
		高知県庁西庁舎清掃業務
		高知県庁北庁舎清掃業務
議会事務局		令和元年度委員会調査等出張業務委託
計		4件

規則第40条第2号は、「財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合」を規定している。

県の規則は、国の通知「入札保証金及び契約保証金について」（平成12年4月18日付け自治行第19号自治省行政局長通知）を参照しているものと考えられるが、国の通知では、「物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき」とのみ規定されている。

一方、規則の運用について定めている通達第6-1-(2)-イ-イにおいて、規則第40条第2号の「その他これに類する場合」を、「契約者が県に対する債務を履行した後、県が債務を履行するものとしている契約であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定している。

国の通知を見る限りでは、規則第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により債務が瞬時に消滅し、金銭で契約の保証をする必要がない契約を想定しているものと考えられる。そのような解釈であれば、表12のような債務が瞬時に消滅しない契約に規則第40条第2号を適用し、契約保証金を免除することについては疑義がある。

ウ 規則第40条第6号要件の確認方法

規則第40条第6号を適用するには、「国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないこと」を確認する必要がある。

同号を適用した253件の契約の相手方について、各機関においてどのように要件確認を行ったかを調査した結果、表13のとおり、入札参加資格者名簿に登録されていることをもって要件確認をしていたものは71件で、契約件数の28.1パーセン

トであった。

また、残りの182件については、契約実績を書面や口頭で確認していた。

表13 規則第40条第6号要件の確認方法

契約保証金免除の要件確認の方法	契約件数（件）	割合（％）
入札参加資格者名簿に登録されていることで確認	71	28.1
書面等による確認	182	71.9
計	253	100.0

(ア) 入札参加資格者名簿による確認の有効性

入札保証金の項でも述べたが、保証金免除の要件である「過去2年間の国又は地方公共団体との契約及び履行の実績」は、入札参加資格者名簿に登録するための資格の要件となっていない。契約保証金の免除について、各機関において契約の相手方の契約実績を確認して判断する必要がある。

入札参加資格者名簿に登録されていることをもって契約保証金を免除したものが多数あったことから、表14の新規委託事業11件について、担当機関に対して状況を確認した。

入札保証金と同様に「入札参加資格者名簿に登録される審査の過程において、契約保証金免除となる要件全てが担保されていると誤認していた」等の説明があった。

これらのことから、実際には過去2年間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約実績がないにもかかわらず免除していた可能性は否定できず、規則第40条第6号を適用し免除とした判断に誤りがあった。

表14 入札参加資格者名簿への登録をもって契約保証金を免除していた不適切な新規委託事業

部局	機関名	事業名
総務部	管財課	高知県庁本庁舎厚生棟耐震補強等工事監理委託業務
文化・生活スポーツ部	消費生活センター	令和元年度消費者教育（家庭科）副教材作成委託業務
林業振興・環境部	環境共生課	仁淀川清流保全計画改訂委託業務
		環共（四万十）第1号 四万十川流域河川環境対策検討委託業務
		高知県版侵略的外来種リスト等作成業務
土木部	技術管理課	電子納品保管管理システム納品登録機能改修委託業務
	建築指導課	令和元年度耐震改修促進計画改定基礎調査委託業務（西部）
		令和元年度耐震改修促進計画改定基礎調査委託業務（中部・東部）
教育委員会	高等学校課	高知県立高等学校 学校図書館システム構築及び運用保守業務委託
	特別支援教育課	令和元年度病弱特別支援学校寄宿舎のLAN機器設置等ネットワーク整備委託業務
警察本部	警察本部（会計課）	交通安全CMコンテストの運営及びテレビCM放送業務委託
計		11件

(イ) 書面等による契約実績の確認

次に、表13「書面等による確認」の方法により契約保証金の免除を行ったとの回答があったもののうち、新規委託事業28件について、契約関係書類の確認を行うとともに、担当機関に対して状況を確認した。（表15のとおり）

免除要件となる契約実績の確認ができる書類が契約関係書類に添付されており、その内容から、免除とした判断に誤りはなく適正であることを確認することができた事業は28件のうち17件で、表16に記載の事業であった。

そのうち一般競争入札を行っていた11件のうち9件は、入札保証金同様、入札公告等の中で入札参加者の業務の履行能力を確認する目的で提出を義務づけていた契約実績が、保証金免除要件と合致していたため、結果として適正な事務となったものである。

また、指名競争入札を行っていた6件は、入札保証金免除時には契約実績の確認ができなかったものの、契約保証金免除時には、契約実績の確認ができる資料が添付されていた。

契約保証金においては、適切に処理していた事例が入札保証金に関する事務よりも多く、免除に当たって、より慎重に対応していたことがうかがえる。

契約関係書類に契約の相手方の契約実績の確認ができる書類の添付がなく、根拠を確認しないまま免除とした不適切な事業は、28件のうち7件で、表17に記載した事業であった。

担当機関に理由を確認したところ、「事業者に契約実績があることは全庁的に周知の事実であることから、特に書類上で確認をすることなく免除と判断した」等の説明があった。

なお、残りの4件については、入札保証金と同様に各機関の判断により過去2年よりも古い契約や1件のみの契約実績で免除としていた事例等であった。

表15 契約保証金免除の際の契約実績の確認状況

確認状況 ア 過去 イ 2年間 ウ 国又 ハ 地方 ニ 公共 ホ 団体 ヘ 複数 ウ 回数	契約件数			確認方法				
	入札種別		計	①自機関 又は県庁 の他機関 における 契約書類 等で確認	②契約実 績の確認 ができる 書類の提 出を受け て確認	③契約実 績がある ことの申 立書を受 けて確認	④契約実 績がある ことを相 手方に口 頭で確認	⑤その他 (②から ⑤までの うち複数 項目の組 み合わせ)
	一般 競争 入札	指名 競争 入札						
全て確認 ができた	11	6	17	8	7	2	0	0
確認がで きなかつ た	2	5	7	5	0	0	1	1
アからウ まで以外 で確認し ていた	4	0	4	1	3	0	0	0
計	17	11	28	14	10	2	1	1

表16 契約保証金免除が適切に行われていた新規委託事業

部局	機関名	事業名
総務部	法務文書課	高知県立公文書館機械警備委託
	情報政策課	令和元年度R P A導入補助事業委託業務
危機管理部	危機管理・防災課	高知県震度情報ネットワークシステム更新委託業務
		高知県総合防災情報システム（A D E S S接続サーバ）改修委託業務
		災害時燃料確保対策啓発委託業務
	南海トラフ地震対策課	応急手当パンフレット作成業務
	消防政策課	高知県消防防災ヘリコプター運航管理システム開発委託業務
健康政策部	医事薬務課	令和元年度震災対策訓練委託業務
文化生活スポーツ部	県民生活・男女共同参画課	令和元年度男女共同参画社会に関する県民意識調査委託業務
	スポーツ課	事前合宿等受入事業委託業務（チェコ・ポーランドリレー種目代表）
		平成31年度高知県スポーツ情報発信ウェブサイト作成委託業務
観光振興部	おもてなし課	バリアフリー観光相談事業等委託業務（特設ウェブサイト運用保守業務）
林業振興・環境部	環境対策課	P C B使用安定器保有状況調査委託業務
土木部	公園下水道課	高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務
教育委員会	学校安全対策課	令和元年度防災教育研修会運営支援等委託業務
		令和元年度県立学校再開計画策定支援委託業務
	幼保支援課	高知県保育士等キャリアアップ研修事業委託業務
計		17件

表17 免除要件が確認できる根拠がないまま契約保証金を免除していた不適切な新規委託事業

部局	機関名	事業名	不備の状況
産業振興推進部	計画推進課	平成31年度高知県地方人口ビジョン等基礎調査業務	全ての入札参加者の契約実績の確認ができなかった。
商工労働部	雇用労働政策課	平成31年度労働環境等実態調査業務委託	
観光振興部	おもてなし課	高知龍馬空港利用促進事業委託業務（周遊フォトラリー）	
林業振興・環境部	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所警備業務	
土木部	港湾振興課	令和元年度高知新港高台用地公募案内新聞広告掲載等委託業務	
教育委員会	小中学校課	令和元年度高知県英語教育用教材委託業務	
		高知県算数学習問題改訂委託業務	
計		7件	

3 意見

以上のような監査結果から、入札保証金及び契約保証金に関する事務のうち特に免除事務については、監査した範囲において法令に適合して正確に行われているとは認められないので、改善が必要である。

各機関においては、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還事務が行われるよう、職員に周知徹底するとともに、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

保証金免除においては、入札参加資格者名簿への登録をもって免除要件としていた不適切な事例が多く見られた。会計管理課においては、入札参加資格者名簿への登録をもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、全庁に周知徹底されたい。

免除要件である契約実績の確認については、実際に確認をしたかどうか書面上では検証ができないものが多数あり、さらには同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見された。

好事例の一つとして紹介するが、公園下水道課の「高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務」については、一般競争入札の公告時に契約実績に関する書類の様式（次ページ参照）も定めて提示していたため、入札参加者の契約実績を容易に確認することができるようになっていた。

今回の監査を行う過程で、他県の動向についても知る機会があったが、和歌山県においても、公園下水道課のように所属で独自に様式を定め入札参加者の契約実績の確認をしていた。

また、宮城県においては、契約担当課が入札保証金及び契約保証金の免除申請書を定めて、全庁で活用していた。

このように様式を定めることは、事務処理の正確性や効率性に資するものであり、会計管理課及び各機関においては、事務の改善の参考とされたい。

また、総務事務センター及び管財課においては、作成している入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加して記載し、庁内各機関が随時閲覧することができるようにすること等も検討されたい。

契約保証金の免除については、免除事務の監査結果で述べたように、規則第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により瞬時に債務が消滅する契約を想定していると考えられる。「その他これに類する場合」として、債務が瞬時に消滅しない契約を適用し免除していた4件の契約については、今回監査した他機関の免除規定の適用状況等から見ても、規則第40条第6号による免除の検討をすることが望ましいと考える。

各機関においては、規則第40条第2号は慎重に適用されたい。

第3号様式

業務実績証明書

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務に係る入札に関し、国又は地方公共団体との間において、平成28年度以降に「下水道事業」に関する公営企業会計システムの構築・運用保守等委託業務の受注及び業務遂行の実績を、下記のとおり有することを証明します。

記

1 契約実績

業務名	発注者	契約期間	契約金額	備考

別表1 監査対象機関

本 庁								
機関名	該当あり	該当なし	機関名	該当あり	該当なし	機関名	該当あり	該当なし
秘書課		○	中山間地域対策課		○	土木政策課	○	
政策企画課		○	鳥獣対策課	○		技術管理課	○	
広報広聴課	○		交通運輸政策課		○	用地対策課		○
法務文書課	○		中山間振興・交通部 計	1	2	河川課	○	
行政管理課		○	商工政策課	○		防災砂防課	○	
人事課	○		産業創造課	○		道路課	○	
職員厚生課		○	工業振興課	○		都市計画課		○
財政課	○		経営支援課		○	公園下水道課	○	
税務課		○	企業立地課	○		住宅課	○	
市町村振興課	○		雇用労働政策課	○		建築指導課	○	
情報政策課	○		商工労働部 計	5	1	建築課	○	
統計分析課	○		観光政策課		○	港湾振興課	○	
管財課	○		国際観光課	○		港湾・海岸課		○
総務部 計	8	5	地域観光課		○	土木部 計	10	3
危機管理・防災課	○		おもてなし課	○		議会事務局	○	
南海トラフ地震対策課	○		観光振興部 計	2	2	議会事務局 計	1	
消防政策課	○		農業政策課		○	会計管理課		○
危機管理部 計	3		農業担い手支援課		○	総務事務センター		○
健康長寿政策課	○		協同組合指導課		○	会計管理局 計		2
医療政策課	○		環境農業推進課	○		教育政策課		○
医事業務課	○		農業イノベーション推進課		○	教職員・福利課		○
国民健康保険課		○	農産物マーケティング戦略課		○	学校安全対策課	○	
健康対策課	○		畜産振興課		○	幼保支援課	○	
食品・衛生課	○		農業基盤課	○		小中学校課	○	
健康政策部 計	5	1	競馬対策課		○	高等学校課	○	
地域福祉政策課		○	農業振興部 計	2	7	高等学校振興課		○
高齢者福祉課		○	林業環境政策課		○	特別支援教育課	○	
障害福祉課		○	森づくり推進課	○		生涯学習課	○	
障害保健支援課	○		木材増産推進課	○		文化財課	○	
児童家庭課		○	木材産業振興課	○		保健体育課		○
少子対策課	○		治山林道課	○		人権教育・児童生徒課		○
福祉指導課		○	新エネルギー推進課	○		教育委員会 計	7	5
地域福祉部 計	2	5	環境共生課	○		警察本部(会計課/装備施設課)	○	
文化振興課		○	環境対策課	○		警察本部 計	1	
まんが王国土佐推進課		○	林業振興・環境部 計	7	1	監査委員事務局		○
国際交流課		○	水産政策課		○	人事委員会事務局		○
県民生活・男女共同参画課	○		漁業管理課		○	労働委員会事務局		○
私学・大学支援課		○	漁業振興課	○		その他委員会 計		3
人権課		○	水産流通課	○				
スポーツ課	○		漁港漁場課		○	本庁	該当あり	該当なし
文化生活スポーツ部 計	2	5	水産振興部 計	2	3	計	60	47
計画推進課	○							
産学官民連携・起業推進課		○						
地産地消・外商課	○							
移住促進課		○						
産業振興推進部 計	2	2						

出先機関								
機関名	該当あり	該当なし	機関名	該当あり	該当なし	機関名	該当あり	該当なし
東京事務所		○	森林技術センター	○		佐川高等学校		○
公文書館		○	安芸林業事務所		○	窪川高等学校		○
安芸県税事務所		○	中央東林業事務所		○	樽原高等学校		○
中央東県税事務所		○	嶺北林業振興事務所	○		四万十高等学校		○
中央西県税事務所		○	中央西林業事務所		○	大方高等学校		○
須崎県税事務所		○	須崎林業事務所		○	幡多農業高等学校		○
幡多県税事務所		○	幡多林業事務所		○	県立中村中学校		○
総務部 計		7	林業大学校	○		中村高等学校		○
消防学校	○		林業振興・環境部 計	3	5	宿毛工業高等学校		○
危機管理部 計	1		水産試験場		○	宿毛高等学校		○
安芸福祉保健所	○		水産振興部 計		1	清水高等学校		○
中央東福祉保健所	○		安芸土木事務所		○	山田特別支援学校	○	
中央西福祉保健所		○	中央東土木事務所	○		高知江の口特別支援学校	○	
須崎福祉保健所		○	高知土木事務所	○		盲学校	○	
幡多福祉保健所	○		中央西土木事務所	○		高知ろう学校	○	
衛生環境研究所	○		須崎土木事務所	○		高知若草特別支援学校	○	
幡多看護専門学校	○		幡多土木事務所	○		日高特別支援学校	○	
食肉衛生検査所		○	土木部 計	5	1	中村特別支援学校	○	
健康政策部 計	5	3	教育センター	○		教育委員会 計	14	38
療育福祉センター	○		東部教育事務所		○	高知警察署	○	
精神保健福祉センター		○	中部教育事務所		○	高知南警察署	○	
希望が丘学園	○		西部教育事務所		○	高知東警察署	○	
中央児童相談所		○	青少年センター	○		室戸警察署		○
幡多児童相談所		○	図書館	○		安芸警察署	○	
地域福祉部 計	2	3	幡多青少年の家	○		南国警察署	○	
消費生活センター	○		心の教育センター		○	土佐警察署	○	
女性相談支援センター		○	室戸高等学校		○	佐川警察署		○
文化生活スポーツ部 計	1	1	中芸高等学校		○	須崎警察署	○	
産学官民連携センター		○	県立安芸中学校		○	窪川警察署	○	
大阪事務所		○	安芸高等学校		○	中村警察署	○	
名古屋事務所		○	安芸桜ヶ丘高等学校		○	宿毛警察署		○
産業振興推進部 計		3	城山高等学校		○	警察本部 計	9	3
工業技術センター	○		山田高等学校		○			
紙産業技術センター	○		嶺北高等学校		○			
海洋深層水研究所		○	高知農業高等学校	○				
高知高等技術学校		○	高知東工業高等学校		○			
中村高等技術学校		○	岡豊高等学校	○				
商工労働部 計	2	3	高知東高等学校		○			
安芸農業振興センター		○	県立高知南中学校		○			
中央東農業振興センター	○		高知南高等学校		○			
中央西農業振興センター	○		高知工業高等学校		○			
須崎農業振興センター	○		高知追手前高等学校		○			
幡多農業振興センター		○	高知丸の内高等学校		○			
農業大学校		○	高知小津高等学校		○			
農業担い手育成センター		○	高知北高等学校		○			
農業技術センター	○		高知西高等学校		○			
果樹試験場		○	県立高知国際中学校		○	出先機関	該当あり	該当なし
茶業試験場		○	伊野商業高等学校		○	計	46	77
畜産試験場		○	春野高等学校		○			
中央家畜保健衛生所		○	高岡高等学校		○	本庁・出先機関	該当あり	該当なし
西部家畜保健衛生所		○	高知海洋高等学校	○		合計	106	124
農業振興部 計	4	9	須崎総合高等学校		○	合計	230	

別表2 監査対象事務の状況(一覧表)

※事業名が網掛けとなっているものは追加調査の対象となったもので、本表においては、契約書の委託業務名とした。

機関数 NO.	機関名(本庁)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
1	広報広聴課	1	高知県ホームページ運用保守業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		2	平成31年度インターネット配信動画制作(知事記者会見等動画作成)委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
		3	令和元年度高知県県民世論調査委託業務	継続	一般	5	免除	免除	6号
2	法務文書課	4	高知県立公文書館公文書移設等業務委託	新規	一般	1	免除	免除	6号
		5	高知県立公文書館書架棚改修業務委託	新規	一般	2	免除	免除	6号
		6	高知県立公文書館機械警備委託	新規	指名	4	免除	免除	6号
3	人事課	7	職員能力開発センター清掃業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		8	職員研修管理システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
4	財政課	9	地方公会計システム保守等委託	継続	一般	2	免除	免除	6号
5	市町村振興課	10	住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末運用管理業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
6	情報政策課	11	令和元年度RPA導入補助事業委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号
		12	令和2年度インターネット接続用仮想端末基盤運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		13	令和2年度県庁パソコン等サポート委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
7	統計分析課	14	令和元年度高知県工業補完調査委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
8	管財課	15	令和2年度財産管理システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		16	高知県庁本庁舎清掃業務	継続	指名	19	免除	免除	2号
		17	高知県庁西庁舎清掃業務	継続	指名	15	免除	免除	2号
		18	高知県庁北庁舎清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	2号
		19	高知県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎一般廃棄物処理業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		20	高知県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎産業廃棄物処理(単価契約)	継続	一般	1	免除	免除	6号
		21	高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		22	高知県庁電話設備等保守管理業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		23	高知県庁電話交換設備等保守点検業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		24	高知県庁本庁舎空調設備保守点検委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号
		25	本庁舎自動制御機器保守点検委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号

機関数 No.	機関名 (本庁)	契約 件数 No.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号	
8	管財課	26	高知県庁西庁舎空調設備保守点検委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号	
		27	本庁舎自家発電機保守点検業務	継続	指名	3	免除	免除	6号	
		28	高知県庁本庁舎厚生棟耐震補強等工事監理委託業務	新規	指名	7	免除	免除	6号	
9	危機管理・防災課	29	高知県総合防災情報システム (ADESS接続サーバ) 改修委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号	
		30	令和元年度高知県震度情報ネットワークシステム保守点検委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		31	高知県震度情報ネットワークシステム更新委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号	
		32	平成31年度災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		33	令和元年度高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバル開催に係る映像・音響委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号	
		34	平成31年度災害対策支部震災対策訓練実施業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		35	令和元年度黒潮消防署航空機給油取扱所施設点検委託業務	新規	一般	1	免除	徴収		6号
		36	災害時燃料確保対策啓発委託業務	新規	一般	4	免除	免除	6号	
		37	令和2年度高知県防災行政無線システム保守業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		38	令和2年度黒潮消防署航空機給油取扱所保安監督及び日常点検等委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
10	南海トラフ地震 対策課	39	応急手当パンフレット作成業務	新規	一般	3	免除	免除	6号	
		40	平成31年度南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業	継続	一般	2	免除	免除	6号	
		41	令和元年度高知県防災士養成研修実施業務	継続	一般	2	免除	免除	6号	
		42	令和元年度南海トラフ地震対策啓発ポスター標語コンクール運営業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		43	平成31年度自主防災組織人材育成研修実施委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号	
		44	平成31年度地域防災フェスティバル開催業務	継続	一般	3	免除	免除	6号	
		45	起震車運転等防災啓発推進委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
11	消防政策課	46	高知県消防防災ヘリコプター運航管理システム開発委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号	
12	健康長寿政策課	47	令和元年度高知県禁煙・分煙実態調査業務委託	新規	一般	4	免除	免除	6号	
		48	令和2年度健康づくり支援システム運用等委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
13	医療政策課	49	高知県医師養成奨学貸付金等管理システム保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号	
		50	平成31年度看護職員就業促進事業委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号	
14	医事業務課	51	令和元年度震災対策訓練委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号	
15	健康対策課	52	特定医療費等受給者証更新事務等委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号	

機関数 NO.	機関名(本庁)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
16	食品・衛生課	53	令和元年度水質検査委託業務(プール水質検査委託分)	継続	指名	4	免除	免除	6号
		54	平成31年度水質検査委託業務(海水浴場水質検査等委託分)	継続	指名	4	免除	免除	6号
		55	令和元年度水質検査委託業務(浴槽水等水質検査委託分)	継続	指名	4	免除	免除	6号
17	障害保健支援課	56	自殺対策啓発事業委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
18	少子対策課	57	令和元年度少子化に関する県民意識調査委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
19	県民生活・男女共同参画課	58	令和元年度男女共同参画社会に関する県民意識調査委託業務	新規	指名	4	免除	免除	6号
20	スポーツ課	59	事前合宿等受入事業委託業務(チェコ・ソフトボールU-19代表)	継続	指名	4	免除	免除	6号
		60	事前合宿等受入事業委託業務(チェコ・ポーランドリレー種目代表)	新規	指名	4	免除	免除	6号
		61	スポーツ交流事業委託業務(シンガポール・スポーツスクール)	継続	一般	3	免除	免除	6号
		62	平成31年度高知県スポーツ情報発信ウェブサイト作成委託業務	新規	指名	3	免除	免除	6号
21	計画推進課	63	平成31年度高知県地方人口ビジョン等基礎調査業務	新規	指名	4	免除	免除	6号
		64	高知家地方創生アイデアコンテスト2019開催等委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
22	地産地消・外商課	65	高知家プロモーション実施におけるウェブサーバ運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
23	鳥獣対策課	66	令和元年度ジビエ活用推進事業業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		67	令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業計画策定調査業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		68	効果的捕獲促進事業委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		69	令和元年度狩猟フォーラム開催等委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号
24	商工政策課	70	平成31年度大学生Uターン就職実態調査委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
		71	機械工業団地樹木剪定等委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
25	産業創造課	72	平成31年度アプリ開発人材育成講座等運営委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
26	工業振興課	73	令和2年度高知県防災関連製品ポータルサイト管理運営等委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
27	企業立地課	74	令和元年度立地企業人材確保支援事業委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
28	雇用労働政策課	75	平成31年度労働環境等実態調査業務委託	新規	指名	1	免除	免除	6号
		76	令和元年度働き方改革推進キャンペーン業務委託	継続	指名	3	免除	免除	6号
29	国際観光課	77	平成31年度よさこい海外認知度向上事業(よさこいアンバサダー)委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		78	令和元年度スーパーよさこい出展委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
		79	令和元年度台湾新竹県へのよさこいチーム海外派遣委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号

機関数 NO.	機関名(本庁)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
29	国際観光課	80	令和元年度台湾ランタンフェスティバルへのよさこいチーム海外派遣委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
30	おもてなし課	81	高知県観光特使活動推進事業委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		82	高知県観光特使交流促進事業委託業務	継続	一般	3	免除	免除	6号
		83	高知龍馬空港利用促進事業委託業務(周遊フォトラリー)	新規	一般	1	免除	免除	6号
		84	「あったか高知。秋のおもてなし一斉清掃」実施委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		85	外国人観光客防災対策推進セミナー実施委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		86	バリアフリー観光相談事業等委託業務(特設ウェブサイト運用保守業務)	新規	一般	1	免除	免除	6号
		87	客船受入等業務委託(高知市中心市街地)	継続	一般	2	免除	免除	6号
31	環境農業推進課	88	農業技術センターIoT研究ハウス建設工事設計委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		89	農業試験用通信システム構築委託業務	新規	一般	2	免除	徴収	
32	農業基盤課	90	本堂地区 地下水調査委託業務	継続	指名	11	免除	免除	6号
33	森づくり推進課	91	令和元年度高知県森林整備公社造林事業実施確認業務委託	継続	一般	1	免除	免除	6号
		92	令和元年度林業労働力等調査委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
		93	令和元年度森林計画データ入力委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
34	木材増産推進課	94	平成31年度造林事業実施確認業務委託第1号	継続	一般	1	免除	免除	6号
		95	令和元年度造林事業実施確認業務委託第2号	継続	一般	1	免除	免除	6号
		96	令和元年度木材安定供給推進事業実施確認業務委託 第1号	継続	一般	1	免除	免除	6号
		97	令和元年度木材安定供給推進事業実施確認業務委託 第3号	継続	一般	1	免除	免除	6号
35	木材産業振興課	98	特用林産物生産統計調査委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		99	令和元年度オリンピック・パラリンピック東京大会県産材活用事業委託(CLT等製造業務委託)	新規	一般	2	徴収	徴収	
36	治山林道課	100	保安林指定調査委託業務	継続	指名	10	免除	免除	6号
		101	令和元年度保安林台帳異動状況調査委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
37	新エネルギー推進課	102	高知県温室効果ガス排出量算定委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号
38	環境共生課	103	仁淀川清流保全計画改訂委託業務	新規	指名	5	免除	免除	6号
		104	環共(四万十)第1号 四万十川流域河川環境対策検討委託業務	新規	指名	5	免除	免除	6号
		105	高知県版侵略的外来種リスト等作成業務	新規	指名	10	免除	免除	6号
39	環境対策課	106	平成31年度公共用水域水質調査委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号

機関数 NO.	機関名 (本庁)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
39	環境対策課	107	令和元年度地下水水質調査委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		108	平成31年度 微小粒子状物質成分分析委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		109	令和元年度道路交通騒音調査委託業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		110	令和元年度ダイオキシソ類濃度調査委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
		111	PCB使用安定器保有状況調査委託業務	新規	一般	4	免除	免除	6号
40	漁業振興課	112	令和2年度高知県漁海況情報システム運用保守委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
41	水産流通課	113	令和元年度水産物消費拡大事業委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
42	土木政策課	114	平成31年度高知県経営事項審査等パンチ入力委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		115	土木工事資材単価調査及び調整処理委託業務 (高土政委第4号)	継続	一般	2	免除	免除	6号
		116	公共事業労務費調査 (10月調査) 委託業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
		117	土木工事資材単価調査委託業務 (高土政委第6号)	継続	一般	2	免除	免除	6号
43	技術管理課	118	平成31年度高知県優良建設工事施工者表彰委託業務	継続	指名	7	免除	免除	6号
		119	電子納品保管管理システム納品登録機能改修委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号
		120	電子納品保管管理システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
44	河川課	121	水防情報システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		122	水防テレメーター施設保守点検委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		123	水防観測施設等保守点検委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
45	防災砂防課	124	高知県土木部管内土砂災害危機管理対応検討委託業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
		125	高知県雨量観測施設等維持管理委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		126	高知県土砂災害監視システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		127	高知県砂防情報システム運用保守等委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
46	道路課	128	電気工作物保安管理委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
		129	道路台帳管理システム運用保守委託業務 (道路GIS第1号)	継続	一般	1	免除	免除	6号
		130	高知県道路橋定期点検要領運用支援委託業務	継続	指名	10	免除	免除	6号
		131	道路台帳整備委託業務 (台帳整備第01-2号)	継続	指名	9	免除	免除	6号
		132	道路台帳整備委託業務 (台帳整備第01-3号)	継続	指名	10	免除	免除	6号
		133	国道194号 (寒風山トンネル) 外換気設備点検委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号

機関数 No.	機関名 (本庁)	契約 件数 No.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
46	道路課	134	国道194号(寒風山トンネル)外非常用 施設点検委託業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		135	国道493号外道路情報板点検委託業務	継続	指名	7	免除	免除	6号
		136	道路台帳管理システム改修委託業務 (道路GIS第2号)	新規	一般	1	免除	免除	6号
		137	道路カメラシステム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
47	公園下水道課	138	高須浄化センター水処理設備外活性炭 取替業務委託	継続	指名	3	免除	免除	6号
		139	高知県流域下水道公営企業会計システム 構築・運用保守委託業務	新規	一般	4	免除	免除	6号
48	住宅課	140	県営住宅管理システム運用・保守委託 業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		141	県営住宅管理システム帳票出力等委託 業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
49	建築指導課	142	令和元年度耐震改修促進計画改定基礎 調査委託業務(西部)	新規	指名	10	免除	免除	6号
		143	令和元年度耐震改修促進計画改定基礎 調査委託業務(中部・東部)	新規	指名	9	免除	免除	6号
50	建築課	144	自家用電気工作物(知事部局)の保安 管理委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
51	港湾振興課	145	令和元年度高知新港高台用地公募案内 新聞広告掲載等委託業務	新規	一般	2	免除	免除	6号
52	議会事務局	146	令和元年度委員会調査等出張業務委託	継続	指名	5	免除	免除	2号
53	学校安全対策課	147	高校生防災学習派遣委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
		148	避難所運営訓練委託業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		149	令和元年度防災教育研修会運営支援等 委託業務	新規	指名	2	免除	免除	6号
		150	令和元年度県立学校再開計画策定支援 委託業務	新規	指名	3	免除	免除	6号
54	幼保支援課	151	高知県保育士等キャリアアップ研修事 業委託業務	新規	一般	1	免除	免除	6号
		152	子育て支援員等研修委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
55	小中学校課	153	令和元年度高知県英語教育用教材委託 業務	新規	指名	1	免除	免除	6号
		154	高知県算数学習問題改訂委託業務	新規	指名	1	免除	免除	6号
56	高等学校課	155	県立学校一般廃棄物収集運搬処理業務 委託	継続	指名	3	免除	免除	6号
		156	県立学校外国語指導助手配置業務委託	継続	指名	3	免除	免除	6号
		157	県立学校校舎等常駐警備業務委託 (A)	継続	指名	5	免除	免除	6号
		158	県立学校校舎等常駐警備業務委託 (B)	継続	指名	5	免除	免除	6号
		159	高知県立高等学校 学校図書館システム 構築及び運用保守業務委託	新規	指名	1	免除	免除	6号
		160	高知県立高等学校授業料等納付書作 成・送付業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号

機関数 NO.	機関名 (本庁)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
56	高等学校課	161	高知県高等学校等奨学金管理システム運用・保守委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
		162	自家用電気工作物(県立学校)の保安管理委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
57	特別支援教育課	163	令和元年度病弱特別支援学校寄宿舎のLAN機器設置等ネットワーク整備委託業務	新規	指名	1	免除	免除	6号
58	生涯学習課	164	塩見文庫等移転委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		165	青少年センター陸上競技場芝管理委託業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
59	文化財課	166	遺跡情報公開(高知県文化財地図情報)システム運用保守委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		167	札所寺院(金剛頂寺)文化財調査委託業務	継続	一般	3	免除	免除	6号
		168	札所寺院(最御崎寺)文化財調査委託業務	継続	一般	3	免除	免除	6号
60	警察本部(装備施設課)	169	自家用電気工作物(本部庁舎)の試験委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		170	警察本部庁舎エレベーター等保守点検業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
		171	警察本部庁舎空調・衛生・電気設備等日常管理業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		172	警察本部庁舎防災設備保守点検業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		173	自家用電気工作物(警察署等)の保安管理委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
		174	警察施設点検委託業務	継続	指名	11	免除	免除	6号
		175	デマンド監視委託業務	継続	一般	2	免除	免除	6号
		176	警察本部庁舎清掃業務委託	継続	指名	15	免除	免除	6号
		177	警察本部庁舎一般廃棄物処理業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		178	災害訓練用工作物設置・解体撤去等業務委託	継続	指名	4	免除	免除	6号
		179	交通信号機等保守点検業務委託	継続	一般	1	免除	免除	6号
		180	交通管制機器等保守点検委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		181	道路標識調査及び保守点検業務委託	継続	一般	1	免除	免除	6号
		182	交通管制センター中央表示板保守点検委託業務	継続	一般	1	免除	免除	6号
		183	速度可変標識点検業務委託	継続	指名	4	免除	免除	6号
		警察本部(会計課)	184	スクエアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室開催業務委託	継続	一般	1	免除	免除
185	交通安全CMコンテストの運営及びテレビCM放送業務委託		新規	一般	4	免除	免除	6号	
186	大型等自動車免許取得講習後有無委託		継続	一般	1	免除	免除	6号	
60機関	本庁計	186件				557業者			

機関数 No.	機関名 (出先機関)	契約 件数 No.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
1	消防学校	1	高知県消防学校清掃委託業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
2	安芸福祉保健所	2	令和2年度安芸総合庁舎警備業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
		3	令和元年度安芸総合庁舎清掃業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
		4	平成31年度安芸総合庁舎環境衛生管理業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
3	中央東福祉保健所	5	庁舎清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
4	幡多福祉保健所	6	幡多総合庁舎等清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
5	衛生環境研究所	7	庁舎清掃業務委託	継続	指名	8	免除	免除	6号
6	幡多看護専門学校	8	令和元年度施設等清掃業務委託	継続	指名	5	免除	免除	6号
7	療育福祉センター	9	医事事務及び医師事務作業補助業務に係る労働者派遣委託契約	継続	指名	1	免除	免除	6号
		10	給食業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
		11	一般廃棄物収集運搬処分業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
8	希望が丘学園	12	令和2年度高知県立希望が丘学園警備業務委託	継続	指名	9	免除	免除	6号
9	消費生活センター	13	令和元年度消費者教育(家庭科)副教材作成委託業務	新規	指名	3	免除	免除	6号
10	工業技術センター	14	令和元年度高知県工業技術センター空調機器保守管理業務	継続	指名	3	免除	免除	6号
		15	令和2年度走査電子顕微鏡保守点検業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
11	紙産業技術センター	16	高知県立紙産業技術センター庁舎清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
12	中央東農業振興センター	17	香美農林合同庁舎清掃委託業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
13	中央西農業振興センター	18	高知県土佐合同庁舎清掃業務	継続	指名	12	免除	免除	6号
14	須崎農業振興センター	19	須崎総合庁舎清掃業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
15	農業技術センター	20	高知県農業技術センター庁舎清掃業務委託	継続	指名	8	免除	免除	6号
		21	令和2年度高知県農業技術センター三連四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置保守管理業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
		22	令和2年度高知県農業技術センター透過型電子顕微鏡・走査型電子顕微鏡保守管理業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
16	森林技術センター	23	令和元年度森林総合センター構内維持管理委託業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
17	嶺北林業振興事務所	24	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所警備業務	新規	指名	2	免除	免除	6号
18	林業大学校	25	高知県立林業大学校清掃委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
19	中央東土木事務所	26	本山合同庁舎清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		27	中央東土木事務所庁舎清掃業務	継続	指名	5	免除	免除	6号

機関数 No.	機関名 (出先機関)	契約 件数 No.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
19	中央東土木事務所	28	令和2年度県道高知安芸自転車道線の久枝駐輪場休憩所の清掃及び植栽管理委託業務	継続	指名	4	免除	免除	6号
		29	鏡野公園清掃委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
20	高知土木事務所	30	高知土木事務所塵芥処理委託	継続	指名	4	免除	免除	6号
		31	中小水門樋門年点検委託業務(河水点第3-1号)	継続	指名	5	免除	免除	6号
21	中央西土木事務所	32	令和元年度高知県伊野合同庁舎清掃委託業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
22	須崎土木事務所	33	須崎第二総合庁舎清掃委託業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
23	幡多土木事務所	34	幡多土木事務所庁舎(中村合同庁舎外2庁舎)清掃業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
24	教育センター	35	高知県教育センター庁舎清掃業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
25	青少年センター	36	高知県立青少年センター警備業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
26	図書館	37	図書館資料電子化等委託業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		38	移動図書館バス運転等業務委託	継続	指名	6	免除	免除	6号
27	幡多青少年の家	39	令和2年度高知県立幡多青少年の家警備業務委託	継続	指名	5	免除	免除	6号
28	高知農業高等学校	40	高知農業高等学校演習林間伐委託業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
29	岡豊高等学校	41	合併処理浄化施設等管理業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
30	高知海洋高等学校	42	平成31年度実習船土佐海援丸警備業務委託	継続	指名	6	免除	免除	6号
31	山田特別支援学校	43	山田特別支援学校スクールバス(こうちバス)運行業務委託契約	継続	指名	1	免除	免除	6号
		44	山田特別支援学校スクールバス(あきバス)運行業務委託契約	継続	指名	1	免除	免除	6号
		45	山田特別支援学校スクールバス(むろとバス)運行業務委託契約	継続	指名	1	免除	免除	6号
		46	山田特別支援学校田野分校スクールバス(安芸バス)運行業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
		47	山田特別支援学校田野分校スクールバス(室戸バス)運行業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
		48	山田特別支援学校田野分校学校給食調理業務委託	継続	指名	2	免除	免除	6号
32	高知江の口特別支援学校	49	高知県立高知江の口特別支援学校校舎寄宿舎電気設備等保守管理業務委託契約	継続	指名	7	免除	免除	6号
33	盲学校	50	高知県立盲学校学校給食及び寄宿舎食調理業務	継続	指名	2	免除	免除	6号
34	高知ろう学校	51	給食舎食調理業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
35	高知若草特別支援学校	52	高知県立高知若草特別支援学校学校給食及び寄宿舎調理業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
		53	高知県立高知若草特別支援学校校舎等保守管理業務及び警備業務	継続	指名	6	免除	免除	6号
		54	スクールバス運行委託業務(Aコース)	継続	一般	1	免除	免除	6号

機関数 NO.	機関名 (出先機関)	契約 件数 NO.	事業名	新規 /継続	入札 種別	入札 参加 者数	入札 保証金 徴収/免除	契約 保証金 徴収/免除	規則第40条 2号/6号
35	高知若草特別支援学校	55	スクールバス運行委託業務（Bコース）	継続	一般	1	免除	免除	6号
		56	スクールバス運行委託業務（Cコース）	継続	一般	1	免除	免除	6号
		57	スクールバス運行委託業務（Dコース）	継続	一般	1	免除	免除	6号
36	日高特別支援学校	58	スクールバス運行業務委託（土佐市コース）	継続	指名	1	免除	免除	6号
		59	スクールバス運行業務委託（高知市コース）	継続	指名	2	免除	免除	6号
		60	スクールバス運行業務委託（須崎市コース）	継続	指名	1	免除	免除	6号
		61	高知県立日高特別支援学校給食及び寄宿舎食調理業務委託	継続	指名	1	免除	免除	6号
37	中村特別支援学校	62	スクールバス運行業務	継続	指名	1	免除	免除	6号
38	高知警察署	63	高知警察署庁舎清掃業務委託	継続	指名	8	免除	免除	6号
39	高知南警察署	64	高知南警察署庁舎清掃業務委託	継続	指名	9	免除	免除	6号
40	高知東警察署	65	高知東警察署庁舎清掃業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
		66	高知東警察署庁舎環境衛生管理業務委託	継続	指名	5	免除	免除	6号
41	安芸警察署	67	安芸警察署庁舎清掃業務	継続	指名	7	免除	免除	6号
42	南国警察署	68	高知県南国警察署庁舎清掃業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
		69	高知県南国警察署香南警察庁舎清掃業務	継続	指名	9	免除	免除	6号
		70	南国警察署庁舎建築物環境衛生管理業務	継続	指名	5	免除	免除	6号
43	土佐警察署	71	土佐警察署庁舎清掃業務	継続	指名	8	免除	免除	6号
44	須崎警察署	72	須崎警察署庁舎清掃業務	継続	指名	10	免除	免除	6号
45	窪川警察署	73	窪川警察署庁舎清掃業務	継続	指名	10	免除	免除	6号
46	中村警察署	74	中村警察署庁舎清掃業務	継続	指名	10	免除	免除	6号
46機関	出先機関 計	74件				356業者			
106機関	本庁・出先機関 合計	260件		新規：42件 継続：218件	一般：102件 指名：158件	913業者			

参考 関係法令等（抜粋）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第6節 契約

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1） 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- （2） その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- （3） 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- （2） 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- （3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品

を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（一般競争入札の公告）

第167条の6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第167条の8 一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合)

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とするすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に

必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
(指名競争入札の参加者の指名等)

第167条の12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第167条の6第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第167条の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2（第6項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(せり売りの手続)

第167条の14 第167条の4から第167条の7までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、

当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）

第1節 一般競争入札参加者の資格

（知事が定める一般競争入札参加者の資格等の公示）

第5条 知事は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合は、これに資格審査の申請の時期、方法等を併せて高知県公報、掲示その他の方法により公示するものとする。

（知事が定める一般競争入札参加者の資格の審査及び結果の通知）

第6条 知事は、前条の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査を終了したときは、資格を有する者の名簿を作成するとともに、資格を有する者と認めた者又は資格がないと認めた者に、それぞれ必要な通知をするものとする。

第2節 公告及び入札

（入札の公告）

第7条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して5日前までに高知県公報、新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日前までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- （1） 競争入札に付する事項
- （2） 競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項
- （3） 契約条項等を示す場所
- （4） 競争入札執行の場所及び日時
- （5） 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）に関する事項
- （6） 入札書の郵送を認める場合にあっては、入札書の到着する場所及び日時、指定受取人等に関する事項
- （7） 最低制限価格の設定の有無
- （8） 入札の無効に関する事項
- （9） 落札者が契約書に記名押印すべき期限
- （10） 入札書に記入された金額を落札価格としない場合にあっては、入札書に記入する金額及び落札価格に関する事項
- （11） 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

（入札保証金）

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる契約金額の100分の5以上の額（県有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、契約担当者が予定価格の100分の10以上の額により定める額）の入札保証金を納めさせなければなら

ない。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 第5条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第11条 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

(1) 政府の保証のある債券

(2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、農林債、商工債又は全国連合会債（第14条第1号において「金融債」と総称する。）

(3) 契約担当者が確実と認める社債

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手

(5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(7) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第12条 契約担当者は、第10条第1号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(手形の現金化等)

第13条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて手形を担保として提供した場合において、契約締結前に当該手形が満期になるときは、会計管理者又は関係出納員に連絡し、会計管理者又は当該関係出納員をしてその取立て及び当

該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該手形に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(担保の価値)

第14条 第11条第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債券、金融債及び契約担当者が確実に認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (2) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手小切手金額
- (3) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証 その保証する金額（無効入札）

第21条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。
- (2) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- (4) 納付すべき入札保証金（入札保証金に変わる担保を含む。）を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
- (5) 入札書（県有財産売却システムに係る入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
- (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

(知事が定める指名競争入札参加者の資格等の公示)

第25条 知事は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、第5条の規定に準じて公示するものとする。

(指名基準)

第28条 各部局の長は、その所掌する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約については、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を知事の承認を得て定めなければならない。

(指名競争入札者の指名)

第29条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、前条の基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 第27条第1項の規定による指名競争入札の参加資格を有する者を対象とする指名競争入札については、前項の規定にかかわらず、その全員を指名しなければならない。

3 前2項の場合においては、第8条第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争入札の場合の準用規定)

第30条 第9条から第24条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(契約保証金)

第39条 契約担当者は、契約者をして契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、契約者が高知県住宅供給公社又は県が基本財産その他これに準ずるものの2分の1以上を拠出している一般社団法人若しくは一般財団法人であるときは、契約金額の1,000分の1以上の額とすることができる。ただし、県有財産売却システムに係る契約保証金の納付は、第9条の規定により納めさせた入札保証金を充当することをもってこれに代えることができる。

(契約保証金の免除)

第40条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 県が契約保証金を納付しなければならない契約を結ぶとき。

(2) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。

(3) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(6) 第5条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、当該契約者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 財産の売払いの契約について、県が契約を解除したときにおいて既に納付している売払代金のうち契約保証金に相当する金額を違約金として県に帰属させる旨を約定した契約を結ぶとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第41条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

(1) 国債、地方債及び第11条第1項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条において「保証事業会社」という。）の保証

2 第11条第2項及び第3項並びに第12条から第14条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第11条第3項中「又は確実と認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「又は確実と認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社との間」と、第12条中「第10条第1号」とあるのは「第40条第4号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第13条第1項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第14条中「第11条第1項」とあるのは「第41条第1項第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

（契約保証金の増減）

第42条 契約担当者は、既に締結した契約について契約金額を増減することとなった場合は、その増減の割合に従って契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を増減しなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

（契約保証金の還付）

第43条 契約担当者は、契約者が契約の全部を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付しなければならない。ただし、県有財産売却システムに係る契約保証金を売払代金に充当するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、契約者が契約の履行中であっても当該契約の一部の履行を確認した場合は、当該履行に対応する契約保証金を還付することができる。

（契約を解除した場合の損害賠償の約定）

第44条 契約担当者は、契約者がその義務を履行しないため当該契約を解除したときにおいて契約保証金を超える損害があると認める場合は、その超える損害について契約担当者が決定する金額を契約保証金のほかに賠償する旨を約定させなければならない。

○高知県契約規則の施行について（依命通達）

昭和55年2月19日付け管第111号 副知事依命通達

第2 一般競争入札について

3 入札保証金（第9条～第14条関係）

入札保証金に関しては、次の(1)から(3)までの諸点に留意すること。

(1) 入札保証金は、見積もる契約金額の100分の5以上の額と定められていること。

ただし、規則第2条第5号で定める県有財産売却システムに係る入札保証金は、予定価格の100分の10以上の額と定められていること。

(2) 入札保証金は、次に該当する場合には、特にその全部又は一部を納めさせないことができるものとされているが、アの場合においては、当該保険証券を県に提出させることが必要であること。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

イ 入札参加資格を定めた場合の入札で、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

ここに「契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき」とは、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回以上）にわたって締結し、これら契約を誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められること等をいうこと。

(3) 入札保証金に代えることができる担保の種類、小切手及び手形の現金化並びに担保の価値についてもそれぞれ明確な規定が設けられているので、適正な運用を図ること。

第6 契約の履行等について

1 契約保証金（第39条～第43条関係）

契約保証金に関しては、次の(1)から(3)までの諸点に留意すること。

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額と定められていること。ただし、契約者が高知県住宅供給公社又は県が基本財産その他これに準ずるものの2分の1以上を拠出している一般社団法人若しくは一般財団法人であるときは、契約金額の1,000分の1以上とすることができるものとされていること。

また、県有財産売却システムに係る契約保証金は、入札保証金を充当することでその納付に代えることができると定められていること。

(2) 契約保証金は、次に該当する場合には、特にその全部又は一部を納めさせないことができるものとされていること。

ア 県が契約保証金を納めなければならない契約を結ぶとき。

イ 財産の売払の契約で売払代金が即納される時、その他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。

ここに「その他これに類する場合」とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げるとおりであること。

(ア) 契約の締結と同時に契約の履行がなされる場合

(イ) 契約者が県に対する債務を履行した後、県が債務を履行するものとして
いる契約であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれ
がないと認められるとき。

(ウ) 県が委託して随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を
履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

上記のような契約の性質等から社会の慣行として契約保証金を徴しないものとして
いる契約又は契約保証金を徴する実益がないと認められる契約については、
弾力的に運用して差し支えないものであること。

ウ 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるお
それがないと認められるとき。

ここに「少額」とは、次の(ア)から(カ)までに掲げるとおりであること。

(ア) 工事又は製造の請負にあつては、500万円未満のもの。ただし、請負対象
金額が500万円以上のものにあつてはこの限りでない。

(イ) 財産の買入れにあつては、160万円以下のもの。

(ウ) 物件の借入れにあつては、80万円以下のもの。

(エ) 財産の売払ひにあつては、50万円以下のもの。

(オ) 物件の貸付けにあつては、30万円以下のもの。

(カ) その他のものにあつては、100万円以下のもの。

エ 契約者が県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

オ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

カ 参加資格を有する者による一般競争入札、指名競争入札若しくは競り売りにお
ける契約者又は随意契約による契約者でその者が国（公社を含む。）又は地方公
共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契
約を数回（2回以上）にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契
約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

キ 財産の売払契約で県が契約を解除したときは、既納の売払代金のうち、契約保
証金に相当する金額を違約金として県に帰属させる旨を約定した契約を結ぶと
き。

(3) 契約保証金に代えることができる担保の種類、担保の価値等については、入札
保証金を準用するほか保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭
和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証が規定
されており、更に契約保証金の増減及び還付についても定められていること。

○入札保証金及び契約保証金について（通知）

平成12年4月18日付け自治行第19号 自治省行政局長から各都道府県知事あて

契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる場合

- 1 契約の相手方が保険会社との間に当該地方公共団体を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫等と工事履行保証契約を締結したとき。
- 3 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 5 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納される時。
- 6 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。